

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について（その1）

白 峰 旬

【要 旨】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に収録された各年報には、各年次における日本の政治状況を分析した記載箇所があり、それをもとに当時の最高権力者であった織田信長、豊臣秀吉、豊臣秀頼、徳川家康、徳川秀忠の各時代における政治権力の推移を通時的に見通すことができる。よって、本稿では、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に記載された内容の検討をもとに、織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について考察する。

【キーワード】

イエズス会、織田信長、豊臣秀吉、豊臣秀頼、徳川家康

はじめに

近年では織豊期～江戸時代初期にかけての外国関係史料（当時、来日したイエズス会宣教師やイギリスの平戸商館長日記などの関係史料）をもとに、当該期の日本の政治史などの分析をおこなう動きが活発化している。例えば、鍋本由徳氏による「十七世紀、イギリス商館関係者の紛争処理と平戸松浦家－『イギリス商館長日記』を題材にして－」⁽¹⁾、「十七世紀初、外国人による大名家の隠居と当主認識－イエズス会年報とイギリス人の記録から－」⁽²⁾などの諸論文はその研究成果として意欲的な試みであると言えよう。

本稿で扱う『十六・七世紀イエズス会日本報告集』については、これまで宗教史（布教・禁教との関係）、対外交渉史などでは活用・分析されてきたが、当該期の政治権力の推移の分析という視点は、松本和也氏が「宣教師の権力者認識そのものについての研究はほとんど深化されることがなかった」⁽³⁾と指摘しているように、これまでの研究史では稀薄であったと言えよう。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』にはイエズス会総長宛の日本年報、日本年報補遺やイエズス会総長宛の宣教師の書簡などが多く収録されており、それらの史料は年次が明記されているため、いつの時点の日本国内の状況を記載したものか明確に看取できる点は大きなメリットである。特に、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に収録された各年報には、各年次における日本の政治状況を分析した記載箇所があり、それをもとに織田信長、豊臣秀吉、豊臣秀頼、徳川家康、徳川秀忠の各時代における政治権力の推移を通時的に見通すことができる。

松本和也氏によれば、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』はエヴォラ版書翰集であり、「い

わば書翰の写し」であり、「二次史料として位置づけられている」が、フロイス『日本史』は「さらに史料価値」が「劣る」とし、(イエズス会の関係)「書翰からの検討を怠り、安易に『日本史』を利用して研究状況に疑問を持っている」と指摘している⁽⁴⁾。確かに、松本氏が指摘するように、これまでの研究史では、宣教師史料といえばフロイスの『日本史』が頻りに引用されてきたが、史料的価値を考えれば、宣教師の書簡や日本年報を収録した『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の方が史料的価値が高いことは言うまでもないであろう。

また、フロイスの『日本史』は「フロイスは豊臣秀吉に一年先立って世を去ったので、「日本史」は秀吉の最期までを叙していない」⁽⁵⁾という指摘があり、フロイスは慶長2年(1597)に死去したことから、秀吉が死去した同3年(1598)以後の日本国内の政治状況を検討対象にできないデメリットがある。それに対して、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』は徳川秀忠の時代まで検討対象にできるので、その点は大きなメリットと言えよう。

よって、本稿では、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に記載された内容の検討をもとに、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について考察することにした⁽⁶⁾。

なお、本稿の問題意識と近い論考として、松本和也氏の「宣教師からみた信長・秀吉」⁽⁷⁾があり、個々の論点については、本稿の論述を進めていく中で松本氏の指摘に関説していきたい。

1. 織田信長に関するイエズス会宣教師の認識

【天正6年～同10年】

織田信長については、すでに天正6年(1578)の時点で「今や全日本の皇帝のようにになっている信長」(下線引用者)、(Ⅲ-5、68頁)、「今や日本の最大の領主である信長」(下線引用者)、(Ⅲ-5、84頁)という記載がある。この段階ではいまだ、信長は中国地方の毛利輝元と対戦中であつたが、次掲の引用箇所にあるように、毛利輝元との勢力差から信長の方が有力であり、信長を滅亡させる軍事力をもった他の大名が日本国内にいなかったということから「全日本の皇帝」という表記になったものと思われる。また、「日本の最大の領主」という表記からは、イエズス会宣教師は天正6年の時点で信長の支配領域が日本国内では最大であると見なしていたことを示している。

天正7年(1579)の時点では「同地方(引用者注：本州を指す)の数多い君侯の中に、最も有力な者が二人おり、とりわけ第一人者は名を信長といて、今は都、その他二十五、六カ国の領主である。第二は毛利(引用者注：毛利輝元)と称する山口国主で、彼もまた、十二、三カ国を領有している。両者やその他の間では今、きわめて残虐で絶え間のない戦さが行われており、各々相手を滅ぼし、全国の領主になることを望んでいる」(下線引用者)、(Ⅲ-5、134頁)と記載されている。この記載では、当時(天正7年)、信長は本州では最も有力な君侯であるとしており、このことは、天正7年の時点で「全日本筆頭の領主である信長が三十余カ国を支配し、そのうち七、八カ国は本年、山口の国主(引用者注：毛利輝元)とこれに味方する国主たちから奪ったが(後略)」(下線引用者)、(Ⅲ-5、199頁)としている点と同様である。

このように、天正7年の段階で信長は、日本国内では最も領国が多い大名であり、そのことから「全日本筆頭の領主」という表記になったと思われる。

天正9年(1581)の時点では「彼(引用者注：信長)はほとんど神(引用者注：の)のような尊敬を集め、現世には己れと並ぶ者がいないと考えているからであり、彼(引用者注：信長)は大いに威儀を整えているので、長子(引用者注：信忠)ですら直接には話さず、第三者もしくは通詞

を介して話すのである。諸々の領国においては信じ難いほどに畏れられ、諸人に対して残酷な暴君である（後略）」（下線引用者）、（Ⅲ－5、339頁）と記載されている。

同じく天正9年の時点で「信長は（引用者注：以前は）一小国を領有していたが、武勇と策略によって短期間で日本の全君主国の主となり、今や三十四ヵ国を抱え、他国にも手を延^{（マフ）}し（引用者注：延ばし）、残余の諸国をことごとく支配することを望んでいる。もし死がそれを妨げることがなければ、（引用者注：これまで）勝利を収めているように、彼（引用者注：信長）の企ては実現されるように思われる。」（下線引用者）、（Ⅲ－6、36頁）と記載されている。

信長は天正10年（1582）に本能寺の変で死去するので、同9年は死去の前年ということになるが、上記の同9年の時点における記載内容からは、晩年の信長の自己神格化、自己絶対化の様子が読み取れる。そして同7年の時点よりもさらに信長の領国が増えており、信長が死去しなければ全国統一が可能である、との見方を示している。

このように同時代における宣教師の信長に対する認識として、天正6年の時点で「今や全日本の皇帝のようになっている信長」（Ⅲ－5、68頁）と評価し、同9年の時点では信長による天下統一を予想するまでに至っているということは、当時の国内において、信長が単なる戦国大名レベルとは異なる天下人と認識されていたことを明確に示している^{（8）}。

近年の研究史では、信長について戦国大名の特質に重点を置く池上裕子氏の見解^{（9）}と、信長の革命性を積極的に評価する藤田達生氏の見解^{（10）}が出されているが、上記の宣教師の信長に対する認識を考慮すると、藤田氏の見解の方が妥当であると考えられる。

また、信長の天下統一への指向性について、金子拓氏は「信長は秀吉とはちがって、全国統一を掲げて権力をふるおうとしていたとは考えられないからだ」^{（11）}と指摘しているが、上述のように、「全国の領主になることを望んでいる」（Ⅲ－5、134頁）、「残余の諸国をことごとく支配することを望んでいる」（Ⅲ－6、36頁）という記載や、後掲の「（引用者注：秀吉は）信長のよう日本全土を征服することを決意した」（Ⅲ－7、181頁）という記載からすると、信長の天下統一（全国統一）への明確な意思表示が読み取れるので、金子氏の上記の指摘については再検討が必要であろう。

【天正11年～慶長12年】

信長の死後における宣教師の認識としては、天正11年（1583）の時点で「その（引用者注：秀吉の）前任者である信長」（Ⅲ－6、208頁）、天正12年（1584）の時点で「（引用者注：秀吉の）前任者たる信長」（Ⅲ－6、252頁）、天正13年（1585）の時点で「彼（引用者注：秀吉）の先駆者信長」（Ⅲ－7、81頁）、天正14年（1586）の時点で「彼（引用者注：秀吉）の前任者で主君であった信長」（Ⅲ－7、123頁）、天正16年（1588）の時点で「彼（引用者注：秀吉）の前任者の信長」（Ⅲ－7、181頁）というように豊臣秀吉の天下統一事業との連続性を見いだしていることから、この点からも上記の藤田氏の見解が妥当であると見なすことができる。

天正13年の時点で「（引用者注：秀吉が）今このように高い地位と富の座につけたのは、信長から日本を継いだためでもある。信長は、今まで日本に出たもっとも有名な傑出した主君で武将である。」（下線引用者）、（Ⅲ－7、82頁）と記載され、秀吉が「信長から日本を継いだ」と明記されていることは注目される。

天正13年の時点で「天下人の信長」（Ⅲ－7、203頁）と記載され、慶長11年（1606）、同12年（1607）の時点で「太閤（引用者注：秀吉）の前に全日本の国王であったあの大王信長」（Ⅰ－5、271頁）と記載されている。

このように信長の死後も、信長を「天下人」、「全日本の国王」として宣教師が認識していたことは、秀吉の天下統一への動き、及び、その達成によって、そうした認識が定着したことを示し

ている。

【信長の権力志向】

信長の権力掌握については、「(引用者注：秀吉は) 彼 (引用者注：秀吉) の前任者の信長のように日本全土を征服することを決意した訳だが、信長は日本のもっとも数多くの国を専制的に支配し従わせたとはいえ、完全に屈服させたのは三十六ヵ国で、都の地方にも征服すべき所が残っていたほか、毛利殿 (引用者注：毛利輝元) は決して屈服しはしなかった (後略)」(下線引用者)、(Ⅲ-7、181 頁) と記載されている。この記載からは信長が日本全土の征服を決意していたがその途上であったことや、自分(信長)の領国を専制的に支配していたことがわかる。「専制的」とは「すべて独断で決定し、処理してしまうさま」⁽¹²⁾ であるから、信長は天下統一事業について専制君主を目指す志向を持っていたと推測できる。この点は、「(引用者注：秀吉の勢いは) 信長が望んだように全日本の絶対君主となるまで留まるところを知らぬようである」(下線引用者)、(Ⅲ-6、221 頁) と記載されていることから理解できる。

金子拓氏は「信長の使命は、羽柴秀吉が突き進んだ全国統一という道とは別物であるということだ」⁽¹³⁾ と指摘している。しかし、上述のように、「彼 (引用者注：秀吉) の前任者の信長のよう

に日本全土を征服することを決意した」(Ⅲ-7、181 頁)、「(引用者注：秀吉の勢いは) 信長が望んだように全日本の絶対君主となるまで留まるところを知らぬようである」(Ⅲ-6、221 頁) という記載からすると、信長と秀吉の天下統一 (全国統一) の指向性は同一であったと考えられるので、金子氏の上記の指摘については再検討が必要であろう。

【信長の名前の表記の特質】

信長についての名前の表記の特質としては、年次に関係なく、単に「信長」というように記載されていて (Ⅲ-5、72 頁、Ⅲ-6、202 頁など)、様付や殿付の事例が皆無であるほか、織田という名字の記載も一切省略している。また、信長について官途名・受領名で表記した事例も一切ない。これは、当時の日本国内で一般に「信長」と呼ばれていたのを宣教師が聞いて、そのように記載した可能性も考えられるが、この点については今後検討する必要がある。

松本和也氏は、宣教師の信長に対する呼称が、呼び捨てで「信長」と表記しているのに対して、のちの秀吉や家康は呼び捨てでは表記されていない点を指摘し、「信長」という呼び捨ての表記はイエズス会史料の中でも特異な事例に位置する、としている。そして、「信長」と呼び捨ての表記にされた理由として、情報提供者が「信長」と呼んでいたからと思われるが、現存する史料からそれを特定できない、と指摘している⁽¹⁴⁾。

松本氏の想定では、イエズス会宣教師への情報提供者が「信長」と呼び捨てで呼称していたため、「信長」と表記されたことになる。しかし、信長について呼び捨てで呼称できる特定の人物というのは想定し難いので、当時の日本国内で一般に「信長」と呼ばれていた可能性も考えるべきであろう。

松本氏は、上述のように、秀吉や家康は呼び捨てでは表記されていないと指摘しているが、後述のように、家康については「家康」と呼び捨てで記載された時期が確認できるので⁽¹⁵⁾、その意味では松本氏のこの指摘については再検討が必要であり、信長だけが「イエズス会史料の中でも特異な事例に位置」するわけではないことがわかる。

【信長の重臣への権力委譲】

信長が重臣たちに軍勢力を付与した各方面軍制 (対上杉戦の柴田勝家、対毛利戦の羽柴秀吉など) を敷いていたことは周知であるが、その具体例として柴田勝家について、天正9年の時点で「柴田殿 (引用者注：柴田勝家) は職務、身分、家臣、栄華、封禄においては当国 (引用者注：越前国) の国主にも等しい人である」(下線引用者)、(Ⅲ-5、315 頁) と記載され、「彼 (引用者注：

柴田勝家）は越前国の半分乃至はそれ以上、並びに征服した加賀国全土の国主のような人であるゆえ、当地では手柄、身分及び家臣については信長にも等しく人々は彼を上様、その息子を殿様（Tosama）と呼んでいる」（下線引用者）、（Ⅲ－5、329頁）とも記載されている。

このことから、天正9年の時点で、柴田勝家は「国主にも等しい人」、「国主のような人」であり、人々は柴田勝家のことを「上様」、勝家の息子を「殿様」と呼んでいたことがわかる。よって、柴田勝家は信長の家臣でありながら、独立した国主のような存在として見なされていたことになるので、信長からの大幅な権力委譲の実態がよくわかるという点で注目される。

ちなみに、「柴田殿（引用者注：柴田勝家）と称し、信長が二、三カ国を与えていた一貴族」（Ⅲ－6、205頁）という記載があるので、上記の記載は、文字通り信長が柴田勝家に「二、三カ国を与えていた」ことの実態がよくわかる事例ということになる。

ただし、信長重臣への権力委譲の本質については、信長の重臣たちは「あくまでも現地でのリーダーであって排他的自律性など認められてはおらず、上位かつ最終的な権限はあくまで信長が有する」⁽¹⁶⁾という藤田氏の指摘は念頭に置いておく必要があるだろう。つまり、上述のように、柴田勝家について、「国主にも等しい人」、「国主のような人」と記されていて、「国主」とは記されていない点からも藤田氏の指摘が正しいことが理解できよう。

2. 豊臣秀吉に関するイエズス会宣教師の認識

【天正6年～同13年】

豊臣秀吉の出自については、「血筋こそ下賤であったが、思慮深く戦さに熟達した人物」（Ⅲ－6、124頁）、「父（引用者注：信長）の下僕」（Ⅲ－7、82頁）、「関白殿（引用者注：秀吉）は、かつては木を伐り、それを肩に背負って町へ運び、それを売って毎日の糧を得ていたほどのひどく卑賤な身分から全権力の高座へ登った」（Ⅰ－1、206頁）と記載されていて、秀吉の出自が相当低かったことが当時から宣教師にも認識されていたことがわかる。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における秀吉の初出は、天正6年と推定されるオルガンティーノの書簡である⁽¹⁷⁾。その書簡には、「信長の重立った武将の一人である藤吉郎殿」（Ⅲ－5、77頁）と記載されている。この記載のあとには、「藤吉郎殿は播磨国において他の三城を奪い、神吉城を落としたので、その付近にある三木の主要な城を攻めるために向かっている」と記されていて、天正6年の状況（播磨三木城攻め）を示している。よって、秀吉の初出は、信長麾下の部将として、播磨国を攻略する段階で「信長の重立った武将の一人である藤吉郎殿」として記載されていることになる。この場合、名字の記載はなく、単に「藤吉郎殿」としている点は注意される。

「藤吉郎」（Ⅲ－5、293、311頁）或いは「藤吉郎殿」（Ⅲ－5、312頁）という記載は、天正9年にも見えるが、天正10年以降は見られない。なお、秀吉について、「木下」の名字の用例は『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では全く出てこない。

秀吉について、「羽柴」の初出は天正10年であり、「羽柴殿」（Ⅲ－6、124、137頁）と記載されている。このように、天正10年は名字のみが確認できる。秀吉の受領名は筑前守であったが、その受領名の初出は天正11年であり、「羽柴筑前殿」（Ⅲ－6、205頁）というように「羽柴」の名字と「筑前」の受領名を組み合わせて記載されている。ただし、筑前守の「守」という記載はなく、この点は、その後の秀吉に関する用例についても同様である。

その後は、天正11年の時点で「筑前殿」（Ⅲ－6、208、249頁）、天正12年の時点で、「羽柴筑前殿」（Ⅲ－6、215、248頁）、「羽柴殿」（Ⅲ－6、215、249頁）、「羽柴」（Ⅲ－6、216、221頁）、

天正13年の時点で「羽柴筑前殿」(Ⅲ-7、45、47、48頁)、「羽柴」(Ⅲ-7、46、48頁)、「羽柴殿」(Ⅲ-7、58頁)、「筑前殿」(Ⅲ-7、58頁)と記載されている。このように、天正11年～同13年は、受領名のみ、名字のみ、名字+受領名というように3通りのパターンが確認できる。

天正14年以降は一例を除いて、「羽柴」、「筑前」の用例はないが、その理由は天正13年に秀吉が関白に任官したからであろう。天正14年以降で「羽柴」、「筑前」の用例が出てくる一例というのは、天正16年の時点で「現在関白殿となっている彼(引用者注:信長)の後継者羽柴筑前殿を彼(引用者注:信長)の代りに戦わせた」(Ⅲ-7、181頁)」と記載された箇所であり、この箇所は信長が存命中に毛利輝元と対戦した際に「羽柴筑前殿」を派遣した、という文脈であり、信長が死去する天正10年以前のことを言っていることは明白である。よって、天正14年以降の時代状況における説明で「羽柴」、「筑前」の用例が出されたものでないことになる。

播磨良紀氏は、多くの秀吉文書を分析した結果、「木下」の使用時期(～元亀4年7月)、「羽柴」の使用時期(元亀4年7月～天正12年9月)、「藤吉郎」の使用時期(～天正3年6月、天正6年12月～同9年7月)、「筑前守」の使用時期(天正3年7月～同6年12月、天正9年7月～同12年9月)というように考定している⁽¹⁸⁾。播磨氏によるこの考定時期(以下、播磨説と略称する)と、上記の『十六・七世紀イエズス会日本報告集』での「藤吉郎」の使用時期(天正6年～同9年)、「羽柴」の使用時期(天正10年～同13年)、「筑前」の使用時期(天正11年～同13年)を比較すると、「藤吉郎」の使用時期が播磨説による2回目の「藤吉郎」の使用時期(天正6年12月～同9年7月)と合致している点は注目される。このことは、この時期(天正6年12月～同9年7月)には秀吉は「筑前守」ではなく「藤吉郎」を使用していたことの傍証になるだろう。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』での「羽柴」の使用時期、「筑前」の使用時期については下限の天正13年という点を除けば、播磨説と矛盾はない。

秀吉について「関白」の初出は天正13年であり、「皇(引用者注:天皇を指す)のすぐ次の関白殿」(Ⅲ-7、47頁)と記載されている。これは、天皇から秀吉が関白に任じられた際の記述である。秀吉について「天下人」の初出は天正13年であり、「天下人」(Ⅲ-7、89頁)と記載されている。このように、天正13年の時点では、秀吉が関白に任官したことにより、「関白殿」、「天下人」という記載が初めて出てきたことは重要である。ただし、天正13年の時点では、「関白殿」と「天下人」の用例はそれぞれ1例ずつのみである。

なお、上述のように、信長についての名前の表記の特質としては、年次に関係なく、単に「信長」というように記載されているが、秀吉の場合、「秀吉」という名前の表記は年次に関係なく一切出てこない。このように「信長」という表記は多用されていても、「秀吉」という表記は一切出てこない点は対照的であり、今後、その理由を検討する必要がある。

【秀吉の権力掌握の過程について①】

秀吉の権力掌握の過程について見ると以下ようになる。天正10年の時点では「彼(引用者注:秀吉)は血筋こそ下賤であったが、思慮深く戦さに熟達した人物であり、すでに毛利(引用者注:毛利輝元)から七、八ヶ国を奪って出世し、その才覚ゆえにたいそう重んじられている」(Ⅲ-6、124頁)と記載されていて、対毛利戦における秀吉の活躍が述べられている。

天正10年において信長の死去後は「彼(引用者注:秀吉)は天下の主君となることを望んでいた(中略)彼(引用者注:秀吉)は天下の絶対君主となる素振りを見せている」(下線引用者)、(Ⅲ-6、216頁)と記載されている。織田家臣団の中でライバルであった柴田勝家を滅ぼしたあとは、「自らは天下ならびに多数の国の君主であることを認めたのでいよいよ尊大になっていった。人の言から察するに彼(引用者注:秀吉)の虚栄と高慢さは正しく信長以上であり(中略)この勢いは信長が望んだように全日本の絶対君主となるまで留まるところを知らぬようであ

る。」（下線引用者）、（Ⅲ－6、221頁）と記されている。このように、信長の死後、秀吉は「天下の絶対君主となる素振り」を見せ柴田勝家の死後は「全日本の絶対君主」になることを強く志向するようになった。

天正12年の時点では、「彼（引用者注：秀吉）は日本の全六十五ヶ国中、内裏に次いでもっとも大きな富と権力を有し、日本全国から崇敬を集めている大身である。一般人民の声によれば、何事においても前任者たる信長をはるかに凌いでいる。」（Ⅲ－6、252頁）と記載されている。天正12年は秀吉の関白任官の前年であるが、すでに秀吉は往時の信長をはるかに超えて、当時の日本国内において天皇に次いで「富と権力」を有していたことがわかる。

天正13年の時点では、「彼（引用者注：秀吉）は日本全土の絶対領主となりつつあり、この事実はこの極めて稀というか、従来すべての前任者には見られなかったことである」（下線引用者）、（Ⅲ－7、48頁）、「ついに日本全土の中で、彼（引用者注：秀吉）のように強大な武将に抵抗できるような者はいなくなり、彼（引用者注：秀吉）は全国の絶対的君主になりつつあると思われる」、（下線引用者）、（Ⅲ－7、94頁）と記載されている。天正13年の時点では、秀吉ははまだ天下統一事業の途中であったが、秀吉の軍事的勝利が続く中、秀吉が「日本全土の絶対領主」或いは「全国の絶対的君主」になりつつあったことがわかる。

【天正14年～同18年】

上述したように、天正14年以降の時代状況における説明で、秀吉について「羽柴」、「筑前」の用例は見られない。これは、天正13年に秀吉が関白に任官したことによるものと考えられる。

天正14年の時点では、「関白殿」（Ⅲ－7、122、141頁）、「関白」（Ⅲ－7、124頁）、「この天下人」（Ⅲ－7、125頁）、「国主」（Ⅲ－7、126頁）、「日本で最高位の関白殿」（Ⅲ－7、134頁）、「天下人の関白殿」（Ⅲ－7、118、141頁）、「天下人」（Ⅲ－7、142頁）と記載されている。このように、秀吉について「関白」或いは「関白殿」という呼称が頻出するようになる。このことは同時に、それまで使用されてきた「羽柴」、「筑前」という呼称が消滅することも意味した。なお、秀吉について、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では「関白様」という事例は皆無であり、「関白」或いは「関白殿」というように、敬称は様付は全くなく、殿付しかなかった、という点は注目されるが、その理由については後述する。

上述のように、天正13年の時点では、「関白殿」と「天下人」の用例はそれぞれ1例ずつのみであったが、天正14年の時点では、「関白殿」と「天下人」の用例は複数出てきている。そして、「天下人」と「関白殿」を組み合わせた「天下人の関白殿」という用例も複数出てきている。これは「天下人」＝「関白殿」という認識のあらわれと見なすことができる。天正14年の時点では、秀吉の天下統一事業ははまだ途上の段階であったが、「天下人」と記載されていることは、秀吉の関白任官をもって豊臣公儀の成立と認識されたからであろう。

天正15年（1587）の時点では、「日本全土の主の関白殿」（Ⅲ－7、160頁）、「関白殿」（Ⅲ－7、165、181、195、221頁）、「天下人関白殿」（Ⅲ－7、168頁）、「天下人」（Ⅲ－7、168頁）、「天下人の関白殿」（Ⅲ－7、192頁）、「日本の支配者〔特に天下を治める者〕」（Ⅲ－7、194頁）、「日本の君主」（Ⅲ－7、195頁）、「天下の君」（Ⅲ－7、196頁）、「暴君」（Ⅲ－7、199頁）、「関白殿のような強大な権力を持ち我が儘な者」（Ⅲ－7、199頁）、「残酷な暴君で、日本全体の絶対君主」（Ⅲ－7、207頁）、「この暴君」（Ⅲ－7、252頁）と記載されている。

天正15年に秀吉がバテレン追放令を発令した（Ⅲ－7、193頁）後の記載では、「暴君」（Ⅲ－7、199頁）、「残酷な暴君で、日本全体の絶対君主」（Ⅲ－7、207頁）などの記載が見られるが、これはバテレン追放令の発令によって、イエズス会と秀吉が決定的対立状態になったことに起因していると考えられる。秀吉について「暴君」の用例の初出は天正15年であり、秀吉について「暴

君」と記載した用例はバテレン追放令の発令以前には見られない⁽¹⁹⁾。秀吉について「暴君」と記載した用例は、秀吉の存命中は、その後、天正16年、同17年にも見られ、イエズス会と秀吉の対立状態がその後も続いたことがわかる。秀吉については、天正16年の時点で「この悪魔」(I-1、84頁)という記載もあり、バテレン追放令発令後、秀吉がイエズス会の宗教上の敵となったことを示すものと思われる。

上述のように、これまで秀吉について、天正12年の時点で「天下の絶対君主となる素振り」(III-6、216頁)、天正13年の時点で「日本全土の絶対領主となりつつあり」(III-7、48頁)、「全国の絶対的君主になりつつある」(III-7、94頁)と記載されていて、秀吉が「絶対君主」(或いは「絶対領主」、「絶対的君主」)になった、という記載ではなかったが、天正15年のバテレン追放令発令後では「残酷な暴君で、日本全体の絶対君主が行なったこの大きな全面的迫害の報せ」(III-7、207頁)というように、秀吉が「日本全体の絶対君主」としてバテレン追放令を発令した、としている。逆に言えば、天正15年の時点で、秀吉が「日本全体の絶対君主」になっていなければバテレン追放令を出すことはできなかったであろう。

そして、イエズス会は、秀吉が「日本全体の絶対君主」としてバテレン追放令を発令したことに大変な危機感を持ったことを示している。秀吉について「絶対君主」とする用例は天正16年にも見られ、「この暴君はいとも強大化し、全日本の比類ない絶対君主となった。そして日ごとにキリシタン宗団に対する敵意をあらわにし(後略)」(I-1、9頁)と記載されていることから、この場合も、イエズス会と敵対する対立軸として、秀吉を「絶対君主」と表記している。ちなみに、天正17年以降は、秀吉について「絶対君主」と表記した用例はない。

その後、天正16年～同18年は、秀吉については、「関白殿」(I-1、4、117、145頁)、「暴君」(I-1、119頁)、「この暴君」(I-1、8、83頁)、「全日本の君主」(I-1、83頁)、「すでに日本全国の君主」(I-1、136頁)、「天下の君主」(I-1、137頁)、「専制者関白殿」(I-1、188頁)、「専制者」(I-1、188頁)、「日本全土の主君である関白殿」(I-1、190頁)などの用例が見られる。

【秀吉の権力掌握の過程について②】

天正14年～同18年における秀吉の権力掌握については、天正13年に秀吉が関白に任官したことにより、それまでの一大名の地位から関白になり豊臣公儀が成立して、その後、敵対する大名との戦争に勝利したことにより政権運営が軌道にのったことが大きな特徴である。

天正14年の時点で「数年前から、日本の国主の中でもっとも強力な一人の武将(引用者注:秀吉)が蜂起し、ほとんど全土の主君となった。この人を今や関白殿、天下人と呼ぶが、これは日本の最高の国主の別称である。」(下線引用者)、(III-7、118頁)と記載されている。この文脈からは、「ほとんど全土の主君」=「関白殿」=「天下人」=「日本の最高の国主」という図式が成立する。そして、秀吉に対して当時、「関白殿」や「天下人」という呼称が使用されていたことがわかる。

天正16年の時点で「この暴君(引用者注:秀吉)はいとも強大化し、全日本の比類ない絶対君主となった」(下線引用者)、(I-1、9頁)、「彼(引用者注:秀吉)がきわめて短期間のうちに全日本の君主に成りあがった所以である。(中略)この五百年もの間に日本の天下をとった諸侯がさまざま出たが、誰一人この完璧な支配に至った者はいなかったし、この暴君がかち得たほどの権力を握った者もいなかった。」(下線引用者)、(I-1、83頁)と記載されている。この記載からは、秀吉が日本史上、過去500年では比較できないくらい完璧に日本を支配している様子が明確に理解できる。

天正17年の時点で「関白殿(引用者注:秀吉)はすべての人々から全土の支配者と目されており、しかも日本でこの上もなく恐れられ、かしづかれており、その有様は彼(引用者注:秀吉)の圧

制にひどく苦しめられていても、誰もがひたすら平穩を心がけるほどである」（下線引用者）、（I - 1、117頁）、「彼（引用者注：秀吉）は常にすべての人々から優しく愛想のよい人とみなされるような態度と振舞いを自認している。しかし、もし不運にも彼（引用者注：秀吉）の命令どおりにしないような人がおれば、その人はただではすまされない。なぜならばそのような時には、面と向かって見ようなどとする人が誰一人いないぐらい激怒するからである。」（I - 1、137頁）と記載されている。この記載からは、秀吉が大変恐れられていて、圧政をおこない、自分の命令に背く者は決して許さなかったことがわかる。このように天正17年の時点では、秀吉の政治に恐怖政治という特徴が加わったことが指摘できよう。

天正18年の時点で「関白殿（引用者注：秀吉）の独裁体制によって、日本全土が平定されているからである。たしかに過去数年、彼（引用者注：秀吉）は天下の主であったが、それでも自分の思いのままにとりまとめたり、始末をつけたりできるほど奉仕されてはいなかった。しかし現在では万人にかしづ（ママ）（引用者注：ずか）かれ、恐れられて、彼（引用者注：秀吉）に反旗を翻す者は皆無である。」（I - 1、145頁）と記載されていて、秀吉が恐れられ、秀吉に反逆する者が皆無であったことがわかる。

以上のように、秀吉は天正13年に関白に任官して公儀権力を成立させ、同14年以降も秀吉は公儀権力を継続して掌握し、天正17年、同18年には恐怖政治を敷いていたことが看取できる。

【天正19年～慶長3年】

秀吉は天正19年（1591）に太閤となり、関白には甥の秀次が任官した。秀吉について、「太閤」の初出は天正19年、同20年であり、「太閤様タイコウサマ〔すなわち大侯〕」（I - 1、279頁）と記載されている。その後、「太閤」の事例は頻出するようになり、文禄4年（1595）の時点で「国王太閤様」（I - 2、37頁）、慶長元年（1596）の時点で「太閤」（I - 2、131頁）、「新国王太閤」（I - 2、320頁）、慶長2年の時点で「日本国の専制君主である太閤様」（I - 3、4頁）、「非常に虚栄心の強い太閤様」（I - 3、6頁）、「太閤様」（I - 3、14頁）、慶長3年の時点で「太閤様」（I - 3、101頁）というように記載されている。このように、秀吉については、「太閤」或いは「太閤様」という呼称が頻出するようになる。

慶長3年に秀吉は死去したが、その後も『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では秀吉について「太閤」という呼称を使用する事例が多く、このことは、秀吉の死去後も秀吉=太閤というとらえ方が定着していたことを示している。例えば、慶長4年（1599）の時点で「日本国全土の国主である太閤様」（I - 3、117頁）、慶長5年（1600）の時点で「気難しい太閤様」（I - 3、333頁）、「主君太閤様」（I - 3、348頁）、慶長6年（1601）の時点で「太閤様」（I - 4、4頁）、慶長10年（1605）の時点で「太閤」（I - 5、3頁）、慶長10年、同11年の時点で「天下人太閤様インペラドール」（II - 1、6頁）、慶長17年（1612）の時点で「太閤様タイコウサマ」（II - 1、277頁）というように記載されている。

このように、秀吉について、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では「太閤殿」という事例は皆無であり、「太閤」或いは「太閤様」というように、敬称は殿付は全くなく、様付しかなかった、という点は注目されるが、その理由については後述する。

なお、上述のように、関白である秀吉については、「関白」或いは「関白殿」と記載され、敬称は殿付であったのに対して、太閤である秀吉については、「太閤」或いは「太閤様」と記載され、敬称は様付であった点是对照的である。

【秀吉の権力掌握の過程について③】

天正19年～文禄4年は太閤秀吉と関白秀次の二元体制の時代であった。二元政治については「関白殿（引用者注：秀吉）は、シナへ渡るべき時が近づいたため、まず己が甥の大納言殿（引

用者注：秀次）を自分の後継者に定め、彼を日本国全体の主君と宣言し、戦争（引用者注：文禄の役）の間自分の代理を務めるようにした。そこで関白殿（引用者注：秀吉）は内裏に願って、先の甥に関白殿の位を譲り、自分は太閤様タイコウサマ〔すなわち大侯〕の称号を得た。この譲位に際しては、彼は甥に対して、その名といっしょに莫大な封禄を受けたが、太閤様（引用者注：秀吉）自身は従来となんら変わりはなかった。太閤様は日本国の全諸大名に（引用者注：秀次のところへ）伺候するように命じ、甥に対しての忠誠を誓わせた。（下線引用者）、（I - 1、279頁）と記載されている。

この記載内容からすると、秀吉は秀次について「自分の後継者」、「日本国全体の主君」、「戦争の間自分の代理」としたが、秀吉自身は「従来となんら変わりはなかった」ということになる。このことに関しては、文禄3年（1594）の時点で、秀吉について「国王」（I - 2、6、7頁）と記載していることから、太閤秀吉と関白秀次の二元体制下にあっても秀吉が最高権力者であったことに変化はなかった、ということがわかる。

一方、秀次について、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では「国王」と記載した事例は全くないので、二元体制下にあっても、関白秀次は最高権力者ではなかった、ということになる。秀次については、天正19年、同20年の時点で、「日本国全土の主君の名を有する新関白殿」（下線引用者）、（I - 1、306頁）と記載されていて「名を有する」とあるので、実質上の最高権力者ではなく、形式上の「日本国全土の主君」＝「新関白殿」と見なされていたことがわかる。

なお、太閤秀吉と関白秀次の軍事力の差異について、「太閤様（引用者注：秀吉）はすでに天下を譲った人として、その身に軍兵はなく、これに反して甥（引用者注：関白秀次）は大なる軍兵に固められているのを見て、日本各地から招集された軍兵が（引用者注：太閤秀吉のところへ）到着するまで、太閤様は一種の謀略で巧みに時をかせいでいたのである」（I - 2、112頁）と記載されている。この記載は秀次事件⁽²⁰⁾に関するもので、その後「太閤様（引用者注：秀吉）がいとも隠密裡に招集を命じていた諸大名はその部下とともに（引用者注：大坂へ）到着し、自国領を出発した時と同じ速度で伏見へ向かっている」（I - 2、112頁）という動きがあった。

この記載内容をまとめると、秀吉はすでに天下を譲って太閤になっていた（京都に）直轄軍団（直属の兵力）を保有していなかったのに対して、関白である秀次は（京都に）直轄軍団（直属の兵力）を保有していたことがわかる。このため、すぐには秀吉は秀次に軍事力で対抗できなかったため、時間稼ぎをして、その間に日本各地の諸大名から兵力を密かに（秀次に気付かれないうように）伏見へ招集した、としている。

このように、京都に直轄軍団（直属の兵力）を保有していた関白秀次と、保有していなかった太閤秀吉の軍事力の差異は、両者（関白と太閤）の権力の本質の違いを考えるうえで注目される点である。三鬼清一郎氏は、関白秀次が全国的な統治権の支配権（全領土を国郡制的な統治原則によって覆う支配原理）を保持し、太閤秀吉が主従制的支配権（全領主階級を封建的な知行関係によって網羅する支配原理）を保持していた、と指摘し、さらに「関白としての秀次の権限は、天皇の意志を取次ぐことにあり（後略）」と指摘している⁽²¹⁾。この三鬼氏の見解を考慮すれば、関白として後陽成天皇と同じ京都に所在した秀次のもとに直轄軍団があり、その直轄軍団は関白秀次の指揮下に置かれていたため、関白秀次の直轄軍団を太閤秀吉であっても自分の指揮下に置くことができず、秀吉には京都において対抗できる軍事力がなかったため、封建的主従関係にある全国の諸大名から軍事力（兵力）を伏見へ動員して対抗しようとした、ととらえることができる。

関白秀次が政治的に失脚した秀次事件（文禄4年）以後における秀吉については、慶長元年の時点で「強大な国王」（I - 2、236頁）、慶長2年の時点で「日本国の専制君主である太閤様」（I - 3、4頁）と記載されていて、専制権力を行使していたことがわかる。

慶長3年の秀吉の死去後の評価については、慶長4年の時点において「これまで日本国において支配権を得た一同の中で、最高の王であり、皆が恐れていた太閤様」（I-3、143頁）と記載されていて、秀吉は、これまでの日本史における支配者の中では「最高の王」であり、皆に恐れられていた、としている。このように、それまでの日本史上、政治権力の掌握という点では秀吉は最高の権力者であると宣教師から評価されており、このことは同時に、当時の日本社会において秀吉に対してそのような評価がされていたことを示すものであろう。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において、秀吉について、「国王」の初出は文禄3年であり（『日本国王関白殿」、I-2、5頁）、「専制君主」の初出が文禄4年である（I-2、18頁）ことからすると、太閤秀吉と関白秀次の二元体制が終焉に向かう文禄3年～同4年頃に、秀吉の独裁的権力が確立したと見なすことができよう。このように考えると、「国王」である秀吉にとって、当時の日本は、秀吉の「王国」（I-3、105頁）であった、ととらえられている点は興味深い。

上述のように、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、秀吉について「関白殿」として殿付で表記し、「太閤様」として様付で表記している理由を推測すると、関白の時代の秀吉と太閤の時代の秀吉に権力段階の差異を認め、秀吉が太閤になった天正19年に最高権力者としての政治権力を確立したと宣教師が見なしたことによるものと思われる。関白は本来、天皇を補佐して政務をおこなったことからすると、天皇の存在が不可欠であったが、太閤として関白を秀次に譲位したあとの秀吉は天皇の存在を相対化して、天皇の存在を切り離して最高権力を掌握したことが、「関白殿」と「太閤様」の表記の差（殿付と様付の差）の原因であると考えられる。

なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、上述のように織田信長については「信長」と表記されていたが、豊臣秀吉については、「秀吉」という表記は皆無であり、「豊臣」の姓の表記も皆無である。この理由については今後検討が必要であろう。

【「惣無事」体制について】

藤木久志氏が提唱した著名な学説である「惣無事令」論⁽²²⁾については、戸谷穂高氏、竹井英文氏、佐々木倫朗氏によって近年、批判が提示されている⁽²³⁾。藤井讓治氏は、歴史的事実として「惣無事」という用語はあるが、藤木氏が概念化した「惣無事令」は存立しえないとし、今後、「惣無事令」ではなく「惣無事」を、秀吉の天下統一過程のなかに如何に位置づけるかが当面の課題として残される、と指摘している⁽²⁴⁾。

このように全国法令としての「惣無事令」は否定されたが、大名間の私戦を禁止した「惣無事」体制については、天正19年、同20年の時点で「事実上、今の日本国には戦争がなく平和なことはたしかであるが、人々は皆、殿（引用者注：秀吉）に恐怖の念から全国が平和になっているのである」（I-1、272頁）、文禄3年の時点で「（引用者注：秀吉）はあらゆる騒乱、謀叛、戦争、衝突を厳重に禁止した。そしてこの種の罪科で捕縛された者たちは一同委細かまわず、両者ともに死刑に処せられた。（中略）このような厳酷さのために、今や日本国内では争いや合戦は非常に稀になった。」（I-2、9頁）、文禄4年の時点で「今や日本国の全領国は、あらゆる戦さ、公然たる盗賊（中略）がなくなって、一人の国王（引用者注：秀吉）に服従している」（I-2、20頁）と記載されている。

このように、秀吉独裁体制による上からの平和の強制により、全国的に戦争がない状況が現出したことが記されているので、「惣無事」体制の概念そのものはなお有効であることを示すものと言えよう。

3. 豊臣秀頼に関するイエズス会宣教師の認識

【文禄4年～慶長10年】

豊臣秀頼の生年は文禄2年（1593）であるが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における秀頼の初出（誕生に関する記載）は文禄4年である（I-2、97頁）。文禄4年の時点では「君主（引用者注：秀吉）の息子」（I-2、97頁）、「その息子」（I-2、97頁）と記載されていて、まだ名前の記載はない。慶長元年の時点では、「まだ三歳（引用者注：四歳カ）の幼い息子」（I-2、280頁）、「拾という幼い息子」（I-2、281頁）、「若君」（I-2、281頁）と記載されている。このように、幼名（「拾」）の表記があるほか、「若君」とは「幼い主君」という意味であるから⁽²⁵⁾、秀次事件（文禄4年）の翌年にあたる慶長元年の時点で、秀吉の後継者として秀頼が認知されていたことがわかる。

慶長3年の秀吉危篤の時点では、「太閤様（引用者注：秀吉）は、自分（引用者注：の死去）後、六歳になる息子（引用者注：秀頼）を王国の後継者として残す（引用者注：こと）について考えを纏めあげた」（I-3、105頁）と記載されていて、わずか6歳の秀頼が「王国の後継者」に決定していたことがわかる。慶長3年の時点では、ほかに「王子」（I-3、107頁）、「主君」（I-3、107頁）、「国王」（I-3、109頁）と記載されていて、秀頼が最高権力者である秀吉の後継者として見なされていた。

慶長4年の時点では、「主君」（I-3、119頁）、「太閤様の息子である主君」（I-3、123頁）、「国王」（I-3、125頁）と記載されていて依然として秀頼の地位に変化はない。

その後、慶長4年～同6年の時点で、「若君・秀頼様」（I-3、238頁）、「秀頼様」（I-3、238頁）、「幼君」（I-3、242頁）、「幼君秀頼様」（I-3、242頁）、「太閤様の若君」（I-3、243頁）、「若君」（I-3、243頁）、「若君秀頼様」（I-3、243頁）と記載されている。このように「秀頼様」の初出は慶長3年の秀吉の死去後であり、秀頼が秀吉の後継者とされていたことを考慮すると、「秀頼様」というように様付で記載されていることや、「若君」、「幼君」と記載されていることは当然のことと言えよう。そして、上述のように「若君秀頼様」、「幼君秀頼様」、「秀頼様」として、秀頼が様付で記載されていることは、慶長3年の秀吉死後、その後継者として秀頼が最高権力者であったことを明確に示すものである。上述のように「若君秀頼様」には「プリンシベ・ヒデヨリサマ」と振り仮名が記されているので、当時の日本では「ヒデヨリサマ」と一般に呼称されていたのであろう。

慶長4年～同6年の時点で、秀頼は7歳（慶長4年）～9歳（慶長6年）であり、それ以前の慶長元年12月に「拾」から「秀頼」に改め、同2年9月に参内して元服した⁽²⁶⁾。慶長6年の時点で「秀頼様」（I-4、42頁）、慶長6年、同7年の時点で「太閤の息子、天下の王子」（I-4、148頁）、慶長8年、同9年の時点で「若君秀頼様」（I-4、176頁）、「若君」（I-4、176頁）、「太閤の息子で若君の秀頼様」（I-4、281頁）、慶長10年の時点で「太閤の息子で若君秀頼様」（I-5、3頁）、「若君」（I-5、3頁）と記載されている。

このように慶長6年～同10年の時点において、秀吉の後継者として秀頼が最高権力者であったことに変化はなかった。このことは、慶長8年に家康が征夷大將軍に就任したあとも、最高権力者としての秀頼の地位に変化がなかったことを示しており、笠谷和比古氏の学説である二重公儀論（徳川公儀と豊臣公儀の並立⁽²⁷⁾）を裏付けるものと言える。

なお、慶長6年の時点で「彼（引用者注：秀頼）は内府様（引用者注：家康）から天下の国主と変わらぬ待遇を受けている」（下線引用者）、（I-4、57頁）と記載されている。慶長6年は関ヶ原の戦いの翌年であり、慶長8年に家康が將軍に就任する以前の段階において、秀頼が家康から

最高権力者として扱われていたことを示している。

【慶長11年～元和4年】

その後、慶長10年、同11年の時点で「年若い^{インペラドール}国王秀頼」（Ⅱ-1、3頁）、「まだ幼い秀頼」（Ⅱ-1、5頁）、「秀頼」（Ⅱ-1、7頁）、「太閤様の正当な後継者である秀頼」（Ⅱ-1、7頁）、慶長11年、同12年の時点で「太閤の息子秀頼」（Ⅰ-5、159頁）、「秀頼」（Ⅰ-5、159頁）、慶長14年、同15年の時点で「現在大坂城にいる太閤の息子秀頼」（Ⅱ-1、86頁）、慶長16年（1611）の時点で「秀頼」、慶長17年の時点で「太閤様の子息、秀頼」（Ⅱ-1、277頁）、慶長18年の時点で「公子秀頼」（Ⅱ-2、48頁）と記載されている。

このように、慶長11年以降は、秀頼の様付がなくなり、慶長10年以前には見られた「主君」、「若君」、「幼君」、「王子」といった呼称が一切記載されなくなる。「国王」の記載も慶長10年、同11年の時点での1例のみである（秀頼死後の元和4年〔1618〕の時点での1例〔Ⅱ-2、329頁〕は除く）。こうした慶長10年以前との呼称の差異は、慶長11年以降、秀頼の権力が低下して、秀頼が最高権力者ではなくなったことを示している。その原因は、慶長10年の徳川秀忠の將軍就任と考えられる。つまり、秀忠が將軍に就任したことにより、政権運営は家康に引き続き、徳川家（幕府）がおこなうことが明白になり、家康から秀頼に政権運営の主体が返還されることがなくなったことによるものと考えられる。このことは、家康が秀吉の遺言を無視して、徳川家が豊臣家から政権を篡奪したことを意味した。

この点については、「しかしながら、内府（引用者注：家康）の体力が衰えるにつれ、（引用者注：国家）統治に対する意欲はますます大きくなり、（引用者注：秀吉に対する）誓いに背いてすべての人々を欺き、（引用者注：次のように）言った。「秀頼自身の扇動により他の三人の後見役（引用者注：三大老の毛利輝元、宇喜多秀家、上杉景勝）が彼（引用者注：家康）の命をねらって陰謀（引用者注：関ヶ原の戦いを指す）を企てたのであり、自分（引用者注：家康）としては己に向けられた刃に対して身を守っただけにすぎず、それにもかかわらず、予（引用者注：家康）が秀頼に対して大坂を所有することを許したのは、太閤（引用者注：秀吉）から予が被った恩恵に対して十分に感謝するためにしたのだ」と。秀頼の支持者たちはこのような内府（引用者注：家康）の詭辯に対して驚くほど腹をたて、不正にも自分（引用者注：家康）の義務を果たさず、他人（引用者注：豊臣家）の国を不正な手段で手に入れた人物という眼を内府に向け始めた。」（下線引用者）、（Ⅱ-2、198～199頁）と記載されている。この記載からは、秀吉の遺命に背き、家康が詭弁を弄して、本来は秀頼が継承すべき国家を不正に手に入れた、として見られており、秀頼支持の諸大名はこの家康の狡猾なやり方に憤激したことがわかる。その意味では、家康が豊臣家から政権を篡奪したことは正統な理由があったものではなく、そのため秀頼支持の諸大名の大きな反感を買ったのであった。

家康による政権篡奪の結果、秀頼の政治的影響力が低下したことについては、「若君（引用者注：秀頼）はこのたび、帝国を相続することにはならぬことを悟ったばかりではなく、以前有していた勢力が大いに減少した。その証拠に、彼（引用者注：秀頼）の同盟者であり熱心な支持者である数人の領主たちが、もはや彼（引用者注：秀頼）その人に期待も頼りもしないかのように、辞去の挨拶もせずに自領に戻ってしまった。」（Ⅰ-5、5頁）と記載されている。つまり、秀忠が將軍に就任した（慶長10年4月16日）ことにより、秀頼は天下の支配権を手に入れることができなくなり、支持する諸大名も減少したことがわかる。支持する諸大名が減少した理由は、秀頼が天下人になれないことが明確になったからであろう。

なお、慶長11年以降、秀頼が最高権力者ではなくなったからといって、豊臣公儀が慶長11年以降、すぐに消滅したと考えるべきではない。その理由として、大坂の陣について「一六一五年

に（中略）彼（引用者注：家康）は、（中略）彼の息子（引用者注：秀忠）とともに、関白〔すなわち、^{ウニベルサル}世界の統治者〕であった太閤（引用者注：秀吉）の息子で事実上の国王であり、日本の君主の地位を約束されていた者（引用者注：秀頼）——と戦さを行なった。（引用者注：そして）、彼ら（引用者注：家康と秀忠）はこの若者（引用者注：秀頼）を倒して当国に普遍的な平和と平穩をもたらすことに成功し、（後略）」（下線引用者）、（Ⅱ－２、329頁）と記載されていて、大坂の陣で家康・秀忠が対戦した秀頼について「太閤の息子で事実上の国王であり、日本の君主の地位を約束されていた者」としていることからすると⁽²⁸⁾、大坂の陣は徳川公儀と豊臣公儀の戦いであったことは明らかだからである。つまり、大坂の陣の結果（豊臣家の滅亡）こそが二重公儀の終焉を示すものと見るべきであろう。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、上述のように、豊臣秀頼については、父である秀吉と同様に「豊臣」の姓の表記は皆無である。この理由については今後検討が必要であろう。

4. 徳川家康に関するイエズス会宣教師の認識

【天正9年～同13年】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における徳川家康の初出は、天正9年であり、「三河の国主」（Ⅲ－５、293頁）と記載されている。その後、天正10年の時点で「信長の義兄弟になる三河の国主」（Ⅲ－６、125頁）、「信長の義兄弟」（Ⅲ－６、129頁）、天正12年の時点で「三河の国主である信長の義兄弟」（Ⅲ－６、224頁）、「五カ国の領主で今や日本でもっとも力があり戦さに熟練していた三河の国主」（Ⅲ－６、277頁）、「三河の国主」（Ⅲ－６、277頁）、天正13年の時点で「三河の国主」（Ⅲ－７、66頁）、「三河の国主〔大いなる領主である〕」（Ⅲ－７、66頁）と記載されている。

このように、天正9年～同13年までは、家康の表記に関して、家康という名前や官途名・受領名が表記されておらず、信長との関係性、或いは、三河という領国の国主としての表記があるだけである。これは、家康が当時、それ程有名ではなかった、或いは、宣教師にとって固有の人名を記載する価値がなかったことによるものかも知れない。なお、上記の「五カ国の領主で今や日本でもっとも力があり戦さに熟練していた三河の国主」という記載は、小牧・長久手の戦い（天正12年）に関連する記載である。ここに「五カ国の領主」と記載されているように、実際に家康は、当時、甲斐・信濃・駿河・遠江・三河の五ヶ国の領主であったが、あえて「三河の国主」という表記を使用し続けているのは、もともと家康が三河国出身の大名であったことによるのかも知れない。

【慶長元年～同7年】

その後、天正14年から文禄4年までの10年間は、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には家康に関する記載はない。そして、慶長元年には家康に関する記載が再び表われるが、この時（慶長元年）には「家康」という固有の名前の表記が出てくる。つまり、慶長元年の時点で「日本国の最大の国主たちの一人である家康」（Ⅰ－２、160頁）、「太閤（引用者注：秀吉）に次いで日本国のもっとも大いなる国主家康」（Ⅰ－２、281頁）、「非常に高貴で権力をも有する家康」（Ⅰ－２、294頁）と記載されていて、国内でも有数の大大名として扱われている。このことが「家康」という固有の名前の表記が登場した理由と考えられる。ただし、単に「家康」と呼び捨てで記載されているだけで、殿付や様付でない点には注意する必要があるだろう。

慶長3年の時点で「関東の大名で八カ国を領有し、日本中でもっとも有力、かつ戦さにおいて

はきわめて勇敢な武将であり、貴顕の生まれで、民衆にももっとも信頼されている家康だけが、日本の政権を篡奪しようと思えば、それができる人物である」（I-3、105頁）と記載されていて、秀吉死後の政局において重要な役割を果たす人物として見なされている。

慶長4年の時点で「日本人の間でもっとも権力を持った八カ国の国主家康」（I-3、118～119頁）、慶長4年～同6年の時点で「有力奉行であり、一同からもっとも服従され、絶対君主であった家康〔この人物は爾後、他の名称、すなわち我らが今、内府様と呼ぶ高位の名称をもつ〕」（I-3、153頁）と記載されている。慶長7年以後、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では「家康」という固有名名の表記は見られなくなる。その一方で、慶長4年～同6年の時点で、上述のように家康について「内府様」という表記が登場し、「ダイフサマ」と振り仮名が記されているので、当時、家康は「ダイフサマ」と呼ばれていたことがわかる（つまり、家康について「内府」の読み方は「ないふ」ではなく「だいふ」が正しい、ということになる）。ちなみに、「内府様〔家康は自分にはこの名を好んだ〕」（I-3、305～306頁）と記されているので、家康自身は「内府様」という呼称を好んでいたことがわかる。

家康が内大臣（「内府」）に就任したのは慶長元年5月8日であり⁽²⁹⁾、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において、慶長元年の時点で家康が「内府様」と記載されず、後の慶長4年～同6年の時点で「内府様」の表記が初出する、というのは、家康の政治権力の掌握と関係するのであろう。家康の政治権力掌握については、関ヶ原の戦い後、「内府様（引用者注：家康）が得たこの勝利によって、（中略）今はまた内府様自身が日本の絶対君主となりながら（後略）」（下線引用者）、（I-3、285頁）と記載されている。また、「こうして除々に内府様（引用者注：家康）の権勢とともに（引用者注：秀吉の）名声は薄れつつあり、内府様は温情と寛容とをもって天下を支配し始めた。すなわち彼（引用者注：家康）は瞬く間に、そしてたった一回の野戦だけで全日本の君主になった（後略）」（下線引用者）、（I-3、285頁）とも記載されている。このように、関ヶ原の戦い後、家康が「日本の絶対君主」、「全日本の君主」になった、と記載されていることは、家康の急速な権力掌握を明確に示している。

関ヶ原の戦いの翌年である慶長6年の時点において、家康と豊臣秀頼との関係については、「日本国の支配権は内府様（引用者注：家康）が握っている。（中略）また彼（引用者注：家康）はすべてを己が指令によってではなく、彼が栄誉を与えて接していた太閤様（引用者注：秀吉）の息子の名〔その名は秀頼様、または拾様である〕によって行われていると思われるようにしたが、彼は日本人全体の最高の主君であると同様の権力を有していた。」（下線引用者）、（I-4、4頁）と記載されている。慶長6年における家康と秀頼の関係が的確に記されており、家康が実質的には「最高の主君」であったが、征夷大将軍に就任（慶長8年）する以前の段階では、豊臣公儀のトップである秀頼の名で政治をおこなう必要があったことがわかる。

慶長7年以後、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では「家康」という固有名名の表記が見られなくなるのは、家康の中央政局での権力掌握にともない、家康を単に一人の大大名とは見なさなくなったことに関係すると思われる。なお、「家康」という固有名名の表記については、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では「徳川」という名字を付ける表記は皆無であり、この理由については今後検討が必要であろう。

【慶長8年～元和4年】

慶長8年、同9年の時点で、家康について「内府様（引用者注：家康）は今では公方様と呼ばれている」（I-4、175頁）と記載されている。家康について「公方様」と表記したのは、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』ではこれが初出であり、この表記は慶長8年に家康が征夷大将軍（「公方」）に就任したことによるものである。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、慶長

8年以降は、家康について、それまでの「内府様」の表記よりも「公方様」（或いは「公方」）の表記の方が多く使用されている。家康について「公方」の表記の終見は慶長18年(1613)である(Ⅱ-2、41頁)。

慶長16年の時点で、家康について「日本の^{インペラトール}主権者公方」(Ⅱ-1、253頁)と記載されている。慶長10年に秀忠が将軍に就任して、家康は大御所となり、江戸の将軍政権(秀忠)と駿府の大御所政権(家康)の二元政治がおこなわれたが⁽³⁰⁾、慶長16年の時点で、家康について「日本の主権者」としていることは、政治の実権を家康が掌握していたことを示している。この慶長16年の時点での家康に関して「日本の主権者」という表記は同時に、慶長10年の秀忠の将軍就任によって、家康が豊臣家から政権を篡奪し、それまでの二重公儀(豊臣公儀と徳川公儀)体制が新しい局面を迎え、豊臣公儀の権威が低下していく中で、慶長16年の時点では家康が対豊臣公儀という位置では圧倒的に有利な地位にあったことをも示している。

その後、家康については、元和元年(1615)、同2年(1616)の時点で「日本の皇帝である内府^{ダイフ}」(Ⅱ-2、197頁)、「内府、すなわち、日本の万事を統括している皇帝」(Ⅱ-2、197頁)と記載されている。前者は、家康について「皇帝」とする初出であり、大坂の陣で豊臣家が滅亡し、豊臣公儀が消滅したことにより、徳川家の一元公儀が成立したことに関係すると思われる。つまり、豊臣家が滅亡して、日本国内において徳川家(徳川公儀)の敵対勢力が存在せず、家康が絶対的権力を掌握した状況をもとにして、家康について「皇帝」という表記が出てきたものと考えられる(ちなみに、秀吉に関しては「皇帝」という記載はない)。

家康の死去(元和2年)後の記載としては、元和4年の時点で「日本全土の主君である内府(引用者注：家康)が死去し、彼(引用者注：家康)の王国は、息子である将軍(引用者注：秀忠)に引き継がれた」(下線引用者)、(Ⅱ-2、332頁)と記載されている。この場合、家康の「王国」としている点こそが、晩年の家康が「皇帝」として支配権を確立させたこと(徳川家の一元公儀を成立させたこと)を明確に示している。

【本多正純などに関する記載】

『十六・七世紀イェズス会日本報告集』では、京都所司代の板倉勝重について、慶長11年、同12年の時点で「板倉殿(引用者注：板倉勝重)という都の所司代」(Ⅰ-5、131頁)という記載がある。そのほか、家康の側近として有名な本多正純については、慶長8年、同9年の時点で「すべての重要政務を手掛けている有力な上野殿(引用者注：本多正純)」(Ⅰ-4、292頁)、慶長10年の時点で「稀に見る天賦の才能と性格の人物で、それゆえ公方(引用者注：家康)の最大の寵臣であり、全日本をほとんど支配している上野殿(引用者注：本多正純)という人」(下線引用者)、(Ⅰ-5、102頁)、慶長11年、同12年の時点で「公方(引用者注：家康)の最高の寵臣であり、万事を取り仕切っている上野殿(引用者注：本多正純)」(Ⅰ-5、133頁)と記載されている。この記載からすると、本多正純は、家康の駿府政権の最重要人物(側近ナンバーワン)として、重要政務を取り仕切っていたことがわかる。慶長10年代に大御所家康の駿府政権が全国政権として機能していた⁽³¹⁾ことを考慮すると、家康の側近ナンバーワンである本多正純が、上述のように「全日本をほとんど支配している」という記載は首肯できるところである。

※以下、『史学論叢』45号(別府大学史学研究会、2015年)に続く。